

固定資産の取得価額の算定方法について

資産の価額については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき算定しています。

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 取得した年度ごとの資産評価方法 | | | |
|--------|--------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------|------------------------|
| | | | 昭和59年度以前に取得した資産 | 昭和60年度から平成26年度までに取得した資産 | | 平成27年度以降に取得した資産 |
| | | | | 取得原価判明 | 取得原価不明 | |
| 有形固定資産 | 土地 | 道路、河川及び水路の敷地 | 備忘価額（1円）※1 | 取得原価 ※2 | 備忘価額 ※1 | 取得原価 ※2 （無償取得は備忘価額） |
| | | 上記以外（庁舎敷地等） | 再調達原価 ※3 （地積×地目・地区別平均単価） | 取得原価 ※2 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 |
| | 立木竹 | | 森林国営保険金額 | | | |
| | 建物 | | 再調達原価 ※3 （延床面積×構造・用途別単価） | 取得原価 ※2 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 |
| | 工作物 | 道路 （道路舗装、照明等） | 再調達原価（幅員別延長×幅員別単価）※3 | | | 取得原価 ※2 |
| | | 橋梁 | 再調達原価（面積×構造別単価）※3 | | | 取得原価 ※2 |
| | | その他の工作物 （標識、公園、水路等） | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 |
| | 物品 | 物品（100万円以上） 美術品（100万円以上） | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 |
| | 無形固定資産 | 無形固定資産 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 | 再調達原価 ※3 | 取得原価 ※2 |

※1 備忘価額：取得額が不明だが、その資産を所有していることを固定資産台帳上に記録しておくために「1円」で計上しています。

※2 取得原価：資産の取得に要した金額のことです。（例）土地：土地購入費＋補償費 建物・工作物：工事費＋委託費

※3 再調達原価：取得額が不明のものと同じものを再調達するとした場合の金額を計上しています。